

戦没者の遺骨収集事業の実施状況等に関する報告書

令和 4 年 5 月 17 日
厚生労働省

戦没者の遺骨収集事業の実施状況については、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 12 号。以下「法」という。）に係る平成 28 年 2 月 18 日参議院厚生労働委員会附帯決議において、定期的に参議院厚生労働委員会に報告を行うこととされている。この附帯決議を受け、令和 3 年度の戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について、以下報告する。

第 1 事業の概況について

- 令和 2 年度から集中実施期間の後半 5 年間を迎えるにあたり、政府一体となって遺骨収集事業の取組をより一層推進するため、令和元年 12 月に、「戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議」を開催し、「戦没者遺骨収集推進戦略」を決定している。
令和 3 年度は、当該戦略に基づき定めた「令和 3 年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」の下で、国内外の新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮しつつ、可能な範囲で事業を実施した。
- 令和 4 年度においては、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、関係国政府との協議を引き続き行い、「令和 4 年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」（別添）に沿って、事業を実施することとしている。

第 2 指定法人の事業計画の策定及び指導監督等

- 厚生労働省は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が令和 3 年度に行う業務について、令和 3 年 2 月に「令和 3 年度戦没者の遺骨収集等実施指針」を策定し、指定法人は、当該指針の内容に即して事業計画書を作成し、同年 3 月に厚生労働省に提出した。
厚生労働省は、同年 4 月に指定法人と委託契約を締結し、指定法人による令和 3 年度の戦没者の遺骨収集に関する活動が開始された。
指定法人は、国内外の新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮しつつ、可能な範囲で現地調査及び遺骨収集を実施した。
- 指定法人は、法第 12 条第 3 項の規定に基づき、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を厚生労働大臣に提出することとされており、令和 2 年度の事業報告書及

び収支決算書を、令和3年6月に厚生労働大臣に提出した。

- 厚生労働省は、令和3年9月に、令和2年度における指定法人の業務運営や会計事務、遺骨収集事業等について指導監査を実施した。また、令和4年1月に「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を開催し、令和2年度の遺骨収集事業の実施状況等及び令和3年度の指導監査結果について、学識経験者や法律・会計の専門家等の第三者から意見及び助言を得た。

第3 情報の収集等

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定）では、集中実施期間において、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集や現地調査といった、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組む、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施することとされている。

1. 米国で保管されている資料の取得並びに情報の精査及び分析

- 米国海軍資料館（米国海軍工兵博物館）で保管されている、令和2年4月に機密指定が解除された日本人戦没者の埋葬地点や集団埋葬地に関連する文書について、資料の取得並びに情報の精査及び分析を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、資料の取得に向けた派遣を令和4年度に延期した。

2. 現地調査

- 令和3年度は、指定法人がマリアナ諸島へ2回、パラオ諸島へ1回、派遣団員を派遣し、現地調査を実施し、遺骨の有無の確認を行った。

【参考：令和3年度現地調査実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間
【指定法人が実施】		
マリアナ諸島	サイパン島、テニアン島	1月6日～1月21日（16日間）
		2月8日～2月25日（18日間）
パラオ諸島	コロール島、ペリリュー島、アンガウル島	2月24日～3月11日（16日間） （注）

（注）米国国立公文書館で得た情報をもとに現地調査を実施。

第4 戦没者の遺骨収集

- 戦没者の遺骨収集については、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集や現地調査によって収集した情報等に基づき、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて現地の事情に精通した者や専門的な知見を有する者など各種の民間団体等の協力を得ながら実施している。

- また、令和２年５月に「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」（以下「抜本的な見直し方針」という。）を取りまとめ、遺骨収容のプロセスに関して、収容時の形質鑑定等において日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する等の抜本的な見直しを行った。同年９月には、抜本的な見直し方針に基づき、「戦没者遺骨収集等における手順書」を改訂し、当該手順書に沿って遺骨収集を実施している。
- 令和３年度は、指定法人が鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖へ１回、硫黄島へ２回、マリアナ諸島へ２回、計５回派遣団員を派遣し、厚生労働省が米国へ１回職員を派遣した。

鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖においては遺骨の発見に至らなかったが、硫黄島においては２４柱の遺骨を収容した。沖縄においては、厚生労働省が沖縄県に委託して、４９柱の遺骨を収容した。これらの結果、令和３年度に収容した遺骨数は計７３柱である。

また、マリアナ諸島において１９５柱相当の検体を採取し、米国において在外公館が保管していた遺骨から２柱相当の検体を採取した。
- 本邦に送還した遺骨については、遺骨収集団から厚生労働省に引き渡すため、原則として遺骨収集団の帰還時に千鳥ヶ淵戦没者墓苑において遺骨引渡式を行っており、令和３年度は、硫黄島において収容した遺骨について、２回の遺骨引渡式を行った。

【参考：令和３年度遺骨収集実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間	収容柱数	検体のみ採取数 (柱相当) (注２)
日本	【指定法人が実施】			
	鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖	6月14日～6月27日 (14日間)	0	－
	硫黄島	10月3日～10月19日 (17日間)	10	－
		11月23日～12月9日 (17日間)	14	－
	【沖縄県が実施】			
	沖縄		49 (注１)	－
米国	【厚生労働省が実施】			
	現地在外公館	11月29日～12月3日 (5日間)	－	2
マリアナ諸島	【指定法人が実施】			
	サイパン島、テニアン島	1月6日～1月21日 (16日間)	－	195
		2月8日～2月25日 (18日間)		
合計			73	197

(注１) 現在、古墓由来の遺骨かどうかを確認中であるため暫定値である。そのため合計収容柱数にも変更が生じる可能性がある。

(注２) 検体のDNA鑑定等を行った上で、遺骨を収容することとしている。

第５ 戦没者の遺骨の鑑定及び伝達

- 収容した遺骨については、12の大学に委託し、遺族に返還することを目的とした身元特定のためのDNA鑑定を実施している。また、抜本的な見直し方針に基づき、所属集団判定を実施している。
- 遺骨の科学的な鑑定体制を強化するため、厚生労働省に「戦没者遺骨鑑定センター」を令和２年７月に立ち上げ、外部専門家も登用し、遺骨鑑定に関する研究等に取り組んでいる。令和３年度は、法医学、人類学等の専門的知識を有する者で構成する「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」において、戦没者の遺骨鑑定の状況や新たな鑑定技術の活用等について議論を行った。
- 日本人の遺骨であるか否かを判断するための「所属集団判定会議」を、令和３年度は５回開催し、4,371件の判定を行った。このうち「日本人の遺骨である」と判定された遺骨は3,205件であった。また、「日本人の遺骨である」と判定されなかった1,166

件のうち、1,110 件についてはさらなる分析を行うこととした。

- 遺族に遺骨を返還するため身元を特定する「身元特定DNA鑑定会議」を、令和3年度は5回開催し、503 件の鑑定結果が得られ、10 件について身元が判明した。身元が判明した遺骨のうち6 柱と、令和2年度に身元が判明した遺骨12 柱の計18 柱を遺族に引き渡した。

遺族が判明しなかった遺骨については、例年5月に行われる千島ヶ淵戦没者墓苑拝礼式において、千島ヶ淵戦没者墓苑に納骨している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度と同様に拝礼式を中止したが、納骨予定であった遺骨は、当該墓苑に丁重に納骨した。

- また、身元特定のためのDNA鑑定は、従来は遺留品等の手掛かり情報がある場合に実施していたが、遺族の高齢化等を踏まえ、沖縄で収容された遺骨については平成29年度から、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された遺骨については令和2年度から、遺留品等の手掛かり情報がない場合であっても広報を通じて戦没者の遺族からの申請を募り、鑑定を試行的に実施した。

この結果、キリバス共和国の遺骨2 柱及び硫黄島の遺骨2 柱の身元が判明したこと等を踏まえ、令和3年10月からは、対象地域を厚生労働省が遺骨の検体を保管している全地域に拡大して、遺留品等の手掛かり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を、公募により実施している。令和3年度には、全国紙等への広告掲載、政府広報ラジオ、市町村窓口へのリーフレット配布及び高齢者施設へのポスター掲示等により周知を行ったところであり、同年度の申請受付件数は947 件であった。

第6 関係国の政府との協議等

- 戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な国については、厚生労働省が外務省等関係行政機関の協力を得て、協議等を行った。
- 具体的には、フィリピン政府、インド政府、パラオ政府及びマリアナ諸島現地政府等とオンラインによる協議を行い、抜本的な見直し方針に基づく日本側の新たな遺骨収容及び遺骨鑑定のプロセス等について説明を行い、了承を得た。
また、パラオ諸島に職員を派遣し、抜本的な見直し方針に対応した改訂覚書についてパラオ政府等と協議を行った。

第7 戦没者の遺骨収集等に係る予算額

- 遺骨収集等に係る予算額については、令和3年度は当初予算2,764 百万円、令和4年度は当初予算3,279 百万円である。

第8 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発

- 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発については、厚生労働省ホームページにおいて、定期的に戦没者の遺骨の収容状況を公表し、また遺骨収集に関するパンフレットを掲載するなど、広く国民に対して情報発信を行っている。

第9 関係行政機関との連携協力

1. 外務省との連携協力

- 第6に記載の、戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な地域について、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を行った。
また、戦没者の遺骨収集事業を実施するに当たり、海外での遺骨収集事業が円滑に進むよう、関係在外公館の支援を得た。
- 外務省との間では、平成25年7月に外務省が設置した「遺骨帰還タスクフォース」等を通じて協力体制を強化しており、関係する在外公館では、戦後処理関連業務担当者を当該タスクフォースの一員として指名している。

2. 防衛省との連携協力

- 硫黄島における戦没者の遺骨収集については、昭和43年以降、防衛省の支援を受けて実施しており、遺骨収集団等の人員や収容された遺骨等の輸送支援、滑走路地区の掘削・遺骨収容のための技術的知見の提供等の支援を得た。

令和４年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和４年３月
厚生労働省

「戦没者遺骨収集推進戦略」に基づき、令和４年度における戦没者の遺骨収集事業の実施計画を以下のとおり定める。

１．南方等戦闘地域

【現地調査】

- ミャンマー４班、マリアナ諸島８班、パラオ諸島４班、マーシャル諸島１班、東部ニューギニア７班、ビスマーク・ソロモン諸島６班、インド２班、フィリピン１４班、インドネシア４班、その他地域８班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域、カチン州、ザガイン地域、チン州、シャン州	１０月上旬 ～ １０月中旬
	シャン州、マンダレー地域、マグウェイ地域、ラカイン州、バゴー地域西部	１１月上旬 ～ １１月下旬
	チン州、モン州、バゴー地域東部	１２月上旬 ～ １２月下旬
	カヤー州、カレン州北部、カチン州、ザカイン地域東部、マグウェイ地域北部	１月上旬 ～ １月下旬
マリアナ諸島	テニアン島	４月下旬 ～ ５月中旬
	グアム島	６月下旬 ～ ７月中旬
	パガン島	７月中旬 ～ ７月下旬
	サイパン島、テニアン島	８月中旬 ～ ８月下旬
	テニアン島	９月中旬 ～ １０月上旬
	グアム島	１０月下旬 ～ １１月上旬

	サイパン島、テニアン島	2月上旬 ～ 2月中旬
	テニアン島	2月下旬 ～ 3月中旬
パラオ諸島	アングウル島、ペリリュー島、コロール州	5月下旬 ～ 6月上旬
	アングウル島、ペリリュー島、ガスパン州	7月中旬 ～ 8月上旬
	アングウル島、ペリリュー島、ガスパン州	9月中旬 ～ 9月下旬
	アングウル島、ペリリュー島	2月下旬 ～ 3月上旬
マーシャル諸島	エニウェトク環礁	11月中旬 ～ 11月下旬
東部ニューギニア	東セピック州、サンダウン州	5月下旬 ～ 6月中旬
	マダン州	6月下旬 ～ 7月中旬
	モロベ州	7月中旬 ～ 8月上旬
	モロベ州、オロ州	8月下旬 ～ 9月中旬
	オロ州	9月下旬 ～ 10月中旬
	ミルンベイ州	10月下旬 ～ 11月中旬
	セントラル州	11月下旬 ～ 12月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	5月下旬 ～ 6月上旬
	ブーゲンビル島	7月上旬 ～ 7月下旬
	ガダルカナル島、ツラギ島等	8月下旬 ～ 9月上旬
	ニューブリテン島等	10月下旬 ～ 11月上旬
	ショートランド諸島、チョイセル島等	11月下旬 ～ 12月上旬
	ブーゲンビル島シワイ、ニューブリテン島等	1月下旬 ～ 2月上旬
インド	マニプール州、ナガランド州等	9月上旬 ～ 9月中旬
		11月中旬 ～ 11月下旬
フィリピン	ルソン島リサール州、タルラック州、バターン州、ヌエバエシハ州、パンガシナン州、ヌエバビスカヤ州、	8月上旬 ～ 8月中旬
		8月上旬 ～ 8月中旬
		9月上旬 ～ 9月中旬
		9月上旬 ～ 9月中旬

	ベンゲット州、ラウニオン州、パンパンガ州、サンパレス州、イサベラ州、カガヤン州、ケソン州、ラグナ州、バタンガス州	10月上旬 ～ 10月中旬
		10月上旬 ～ 10月中旬
		11月上旬 ～ 11月中旬
		12月上旬 ～ 12月中旬
		12月上旬 ～ 12月中旬
		1月中旬 ～ 1月下旬
		1月中旬 ～ 1月下旬
		2月上旬 ～ 2月中旬
		2月上旬 ～ 2月中旬
		3月中旬 ～ 3月下旬
インドネシア	パプア州・スピオリ島	5月中旬 ～ 5月下旬
	パプア州・ジャヤプラ市	11月上旬 ～ 11月中旬
	西パプア州・マノクワリ等	1月中旬 ～ 1月下旬
	パプア州・ビアク島	3月上旬 ～ 3月中旬
その他	バヌアツ、オーストラリア、北ボルネオ、モンゴル、樺太・千島、ミクロネシア連邦、ギルバート諸島	5月下旬 ～ 3月下旬

※ 1 派遣あたり概ね 5 名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ミャンマー1班、マリアナ諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、インド1班、フィリピン2班、インドネシア2班、その他地域6班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域、ザガイン地域、チン州、シャン州等	2月中旬 ～ 2月下旬
マリアナ諸島	サイパン島、テニアン島等	11月頃
パラオ諸島	アンガウル島、ペリリュー島	11月下旬 ～ 12月中旬
トラック諸島	沈没艦船	9月頃 ～ 10月頃
マーシャル諸島	ウォッツェ環礁	9月頃
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンバイ州	2月下旬 ～ 3月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ガダルカナル島	7月下旬 ～ 8月中旬
	ブーゲンビル島	3月上旬 ～ 3月中旬
インド	マニプール州、ナガランド州等	3月頃
フィリピン	ルソン島	11月頃
		3月頃
インドネシア	パプア州・スピオリ島	7月中旬 ～ 7月下旬
		9月中旬 ～ 9月下旬
その他	バヌアツ、モンゴル、樺太・千島、バングラデシュ、ギルバート諸島	8月頃 ～ 3月頃

※ 1派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 現地調査を実施するにあたり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【現地調査】

- 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程		
ロシア	ハバロフスク地方	5月下旬	～	6月上旬
	イルクーツク州	6月下旬	～	7月上旬
	沿海地方	9月中旬	～	9月下旬
カザフスタン	東カザフスタン州、カラガンダ州	6月中旬	～	6月下旬

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、遺骨収集団を5班派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程		
ロシア	ハバロフスク地方	7月下旬	～	8月上旬
		7月下旬	～	8月上旬
		8月下旬	～	9月上旬
	イルクーツク州	8月下旬	～	9月上旬
カザフスタン	東カザフスタン州、カラガンダ州	8月中旬	～	8月下旬

※ 1派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地については、外務省と協力し、様々な機会を通じて情報を取得できるよう取組を進める。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。なお、国際情勢の影響等を踏まえ、中止又は延期する可能性がある。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成 29 年度までに資料を取得しているが、米国海軍設営隊資料館の保有する資料については、令和 2 年 4 月に機密指定が解除されたことを踏まえ、外務省と協力し、資料の取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。
具体的には、ミャンマー、パラオ諸島、トラック諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インド、フィリピン、インドネシア、マーシャル諸島、マリアナ諸島等において、適任者の選定及び調整を行う。
- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。
具体的には、ウズベキスタンについて、令和元年 12 月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでにロシア側より資料提供のあった 13 の埋葬地のうち、2 埋葬地について現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。
中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。
- なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、令和2年夏にとりまとめた「沈没した艦船の遺骨収集についての基本的な考え方（令和2年8月厚生労働省社会・援護局）」に基づき、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしており、令和4年度はトラック諸島での実施を計画している。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者遺骨の鑑定については、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関（大学）の他に、厚生労働省自らがDNA鑑定を行えるよう、令和2年7月に厚生労働省内に立ち上げた戦没者遺骨鑑定センターに分析施設を設置し、令和4年度中の稼働を予定している。令和2年5月にとりまとめた戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し方針に基づき、引き続き鑑定体制の充実に努めていく。

7. その他

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や国際情勢の影響等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、「戦没者遺骨収集推進戦略」の推進の観点から必要な対応をとる。